

公有財産を活用した
再エネ設備導入実現可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8（2026）年4月

新潟県柏崎市総合企画部

電源エネルギー戦略課

1 事業の目的

本市は、環境・経済両面で持続可能な脱炭素社会を構築することで、市民が豊かに暮らせる地域の実現を目指している。

脱炭素社会の構築に向け、本市は、地域の経済的自立と環境負荷低減を両立させる施策を行うに当たり、中核的存在として、民間事業者との共同出資により地域エネルギー会社柏崎あい・あーるエナジー株式会社（以下「あい・あーるエナジー」という。）を設立した。あい・あーるエナジーは、地域で作られた再生可能エネルギーを市民や事業者が無理なく活用できるよう電力の小売供給を行う新電力会社であり、再生可能エネルギーの地産地消への大きな推進力となることを想定している。

あい・あーるエナジーによる再生可能エネルギーの地産地消を実現するためには、供給先の拡大と同時に、自社電源を整備して電力の安定供給を図る必要がある。このため、あい・あーるエナジーと本市は連携し、未利用市有地や市有施設の屋根部分等を積極的に活用して電源開発を進めていることから、当該地における詳細なデータや設備導入条件に関する調査を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

公有財産を活用した再エネ設備導入実現可能性調査業務

(2) 委託業務期間

契約締結日から令和9（2027）年2月26日まで

(3) 業務の対象範囲（現地調査を伴うもの）

ア 未利用市有地

（ア）ソルト・スパ跡地（柏崎市北園町400-1他 約6,000㎡）

（イ）南半田市有地（柏崎市南半田51-94他 約4,800㎡）

イ 市有施設屋根

（仮称）柏崎セントラルガーデン

屋根部分（柏崎市中央町5番50号 約2,600㎡）

(4) 委託業務内容

別紙「公有財産を活用した再エネ設備導入実現可能性調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(5) 委託上限額

金17,072,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※税率は10%とし、提案価格が上限を超えている場合は、失格とする。

(6) 事業全体のスケジュール

事業者選定	令和8（2026）年6月上旬まで
再エネ設備導入に向けた調査業務	令和8（2026）年6月上旬から令和9（2027）年2月26日まで
中間報告	令和8（2026）年10月下旬、実施中の調査の進捗と今後の展望等について、市に対し受託者から中間報告を行う。

3 選考方法及び実施スケジュール

(1) 選定方法

ア 公募型プロポーザル方式により選定する。

イ プレゼンテーションによる審査で、最優秀提案者及び優秀提案者を選定する。

(2) 実施スケジュール

No	内容	期間
1	公告	4月15日（水）から5月1日（金）まで
2	質問書提出期間	4月15日（水）から4月23日（木） 午後4時まで
3	質問書に対する回答	4月27日（月）午後5時まで
4	参加意向申出書の提出	5月1日（金）午後4時まで
5	参加資格審査の結果通知	5月8日（金）
6	提案書等の提出	5月18日（月）午後5時15分まで
8	審査（プレゼンテーション審査）	5月25日（月）
9	審査結果の通知	5月28日（木）まで
10	契約締結交渉	5月28日（木）から6月8日（月）まで

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加意向申出書提出期限から契約締結までの間に柏崎市建設工事請負業者等指名停止措置要領と柏崎市物品調達に係る業者等指名停止措置要領の規定による停止措置を受けていないこと。
- (3) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）が経営に実質的に関与してい

ると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。キにおいて同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者がある者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は同法による廃止前の会社更生法（昭和27年法律第172号）の適用申請をした者（更正計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 本プロポーザルの参加意向申出書提出時点において、令和7年度（2025年度）及び令和8年度（2026年度）柏崎市入札参加資格者名簿に登載されていること。

(8) 次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体（以下「連合体」という。）であること。

ア 太陽光発電事業の知見やノウハウがあり、本委託業務が履行可能かつ再生可能エネルギー発電事業に係る総合的な企画力、技術力、実績等を有していること。

イ 連合体による場合は、参加及び事業に必要な諸手続等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）で行うこと。

5 参加者等に係る制限事項

(1) 参加者の重複参加は、認めない（担当者の重複参加を含む。）。

(2) 次に掲げる事項に該当する者は、本プロポーザル参加の担当者及び協力者等の関係者になることはできない。

ア 本プロポーザルの審査委員及びその家族

イ 事務局関係者及びその家族

ウ 本プロポーザルの審査委員、事務局関係者及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者

6 実施要領等に係る質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和8（2026）年4月15日（水）から令和8（2026）年4月23日（木）午後4時まで

(2) 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、質問書（第2号様式）により、電子メールで「12 問合せ及び提案書等提出先」に示すメールアドレスに送付すること。なお、電子メール以外の方法は、受け付けない。

(3) 質問における制限事項

次に掲げる事項に該当する質問は、一切受け付けない。

ア 本プロポーザル実施要領及び本プロポーザル実施に係る内容以外の質問

イ 上記(1)、(2)を遵守しない質問

ウ 質問書以外による質問（電話、口頭等による質問）

エ 連合体の代表者以外の構成員からの質問

(4) 回答

提出された質問書に対する回答は、令和8（2026）年4月27日（月）までに市ホームページに掲載することとする。また、質問者の事業者名は、公表しないこととする。なお、受託者選定に公平性を保てないと判断した質問内容については、回答しない。

7 参加意向の申出

本プロポーザルに参加しようとする者は、次のとおり参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その1）を提出すること。

また、連合体を形成して参加するものは、連合体用の参加意向申出書兼誓約書（第1号様式その2）を提出すること。

(1) 提出期間

令和8（2026）年5月1日（金）までの土曜日・日曜日及び祝日を除く各日の午前8時30分から午後5時15分まで（令和8（2026）年5月1日（金）は午前8時30分から午後4時まで）

(2) 提出方法

ア 持参又は郵送の方法による。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明書付書留郵便（封筒の表に「参加意向申出書兼誓約書在中」と朱書きすること。）とする。

(3) 提出場所

柏崎市総合企画部電源エネルギー戦略課

(4) 提出部数

提出部数は、1部とする。

(5) 参加の辞退

参加意向申出書兼誓約書の提出後に参加を辞退する場合には、任意の様式により、その旨を記述し、記名の上、(3)の提出場所へ提出すること。

8 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出書類

参加意向申出者は、次に掲げる書類に必要事項を記入し、記名の上、提出すること。

ア 提案書

イ 見積書（別記様式1）

ウ 見積明細書

エ 業務実施推進体制（別記様式2）

オ 過去における本業務と同種又は類似業務の主な業務実績書（別記様式3）

(2) 提出部数

正本1部、副本1部、写し5部

(3) 提案書の作成方法

提案書等の作成に当たっては、仕様書「6 調査内容」について、作業工程、時間的要素、要件等の考え方、必要事項、手法について具体的に記載することとし、次の点に留意すること。

ア 用紙のサイズは、日本工業規格A4判を基本とし、左綴りとすること。A3判を使用する場合は、折綴りとすること。

イ (1)のア～オの順で綴じ込み、インデックス等の見出しを付けること。また、表紙付きのファイルブック等を使用することを可とする。

ウ 言語は、日本語とし、通貨は、日本円とすること。

エ フォントは10.5ポイント以上とすること。書体は任意とする。

オ 文書を補完するための写真、イラスト、イメージ等を使用することができる。

(4) 提出期限

令和8（2026）年5月18日（月）午後5時15分必着

(5) 提出方法

ア 持参する場合

提出期限まで（休日除く）の各日午前8時30分から午後5時15分までに提出すること。

イ 郵送する場合

提出期限必着とし、表面に「公有財産を活用した再エネ設備導入実現可能性調査業務公募型プロポーザル提案書等在中」と朱書きすること。

9 審査

(1) 審査体制

提案書等の審査は、「公有財産を活用した再エネ設備導入実現可能性調査業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

審査委員会は、次に掲げる4名で構成する。

	委員名	所属・役職
1	◎西巻 康之	柏崎市 副市長
2	林 則昭	柏崎市 総合企画部長
3	星野 和彦	柏崎市 都市整備部長
4	○富永 禎秀	新潟工科大学 教授

◎審査委員長 ○審査副委員長

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 4の参加資格要件を有しない者又は5の制限事項に該当する者が提案書等を提出した場合
- イ 提出書類等に記載すべき事項に不備がある場合
- ウ 提出書類等に虚偽又は違法な行為の記載があった場合
- エ 8に掲げる提案書等の提出等を遵守しない場合
- オ 審査委員又は関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合
- カ 審査において、プレゼンテーションに参加できない場合
- キ その他審査委員会が不相当と認めた場合

(3) 審査の方法

(2)の失格事項に該当しない提案者を対象に、審査委員会において審査を行う。なお、審査は、全て非公開とする。

(4) 審査の内容

審査委員会において、提案書等及びプレゼンテーションの内容について総合的に評価を行い、最も評価の高い提案者を最優秀提案者、次に評価の高い提案者を優秀提案者にそれぞれ選定する。審査結果は、決定後速やかに全ての提案者に書面で通知する。

ア 審査日：令和8（2026）年5月25日（月）

イ 場所：柏崎市役所 4階 4-2会議室（柏崎市日石町2番1号）

ウ 説明資料

提出された提案書等（8(1)アからオまで）以外の資料の配布は認めない。ただし、プレゼンテーション時間内において、スクリーンに投影する資料の配布はできるものとする。

エ 時間割り振り

1 提案者のプレゼンテーション時間は、40分以内（準備5分、説明20分、質問10分、撤去5分）とする。

(5) 留意事項

- ア 人数は、説明者を含め3人までとする。
- イ 外部とのネットワークは、使用できないものとする。
- ウ プロジェクターまたは大型モニターいずれかによる投影設備、接続ケーブル（HDMI）、電源タップは、市が用意する。その他必要な機器（PC等）は、提案者が用意すること。
- エ 機器の不備や故障が生じた場合、利用できないことがある。なお、プロジェクター利用については、審査当日に会場で受け付けるものとする。

(6) 審査項目及び評価基準

別紙「審査項目及び評価基準」のとおりとする。

10 業務委託契約

(1) 契約方法

市は、最優秀提案者と業務委託契約の締結交渉を行い、契約を締結するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約の締結を行わないこととし、優秀提案者との契約締結の交渉を行う。

- ア 最優秀提案者と契約条件等で合意に至らなかった場合
- イ 本プロポーザル終了後、失格事項（9(2)参照）が判明した場合
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当した場合

(2) 契約金額

業務委託金額は、2(5)で示す金額の範囲内であって、提案書等として提出された見積書の金額を超えないものとする。

(3) 契約保証金

契約保証金として契約額の100分の10以上を納付する。ただし、新潟県柏崎市財務規則（平成16年規則第5号）第144条第4項の規定のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

11 その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用等は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類については、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は、返還しない。
- (4) 提出後の書類の差し替え及び再提出は、受け付けない。
- (5) 提案書等の提出の際に発生した汚損・破損等について、市は一切の責任を持たない。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表等、市が必要と認める場合には、提出書等の提出物を無償で使用できることとする。
- (7) 審査結果についての異議申立ては、認めない。

1 2 問合せ及び提案書等提出先

担当部署：新潟県柏崎市総合企画部電源エネルギー戦略課

住所：〒945-8511 新潟県柏崎市日石町2番1号

E-mail：dengen@city.kashiwazaki.lg.jp

TEL：0257-21-2324（直通）